

## 【条例制定の報告について】

都市計画法に基づく開発行為に対して、開発区域が0.3ha以上である場合には、面積3%以上の公園等（公園・広場・緑地）を整備することとしておりましたが、下記のとおり条例を施行し、**公園等の設置を義務付ける開発区域面積の最低限度を1haに緩和した**ことを報告いたします。

【参考】都市計画法施行令 第29条の2第2項第3号イ（平成28年12月改正）

「公園等の整備が必要な開発区域の面積の最低限度を0.3haから1haを超えない範囲で条例により緩和が可能」

## 【条例の名称】

燕市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例（別添）

## 【施行日】

令和7年10月3日

## 【目的】

- ・ 利活用が難しい小規模公園等の新規発生を抑制
- ・ 維持管理負担の軽減

## 【制定前の状況】

燕市宅地開発規則（第2条：開発行為の面積、第9条：公園の面積）により

**0.3ha以上の開発行為に対し、面積3%以上の公園等の設置を義務**付けていました。



宅地分譲地に90㎡～200㎡程度の小規模の公園等が点在し、直近6年間で12箇所設置されています。

### 【直近6年間の公園等設置状況】

| 年度        | 箇所数         | 公園面積                   |
|-----------|-------------|------------------------|
| 令和元年度     | 3箇所         | ①120㎡ ②220㎡ ③91㎡       |
| 令和2年度     | 3箇所         | ①94㎡ ②274㎡ ③153㎡       |
| 令和3年度     | 1箇所         | ①197㎡                  |
| 令和4年度     | 4箇所         | ①213㎡ ②112㎡ ③92㎡ ④152㎡ |
| 令和5年度     | なし          | —                      |
| 令和6年度     | 1箇所         | ①200㎡                  |
| <b>合計</b> | <b>12箇所</b> | <b>1,918㎡</b>          |

※いずれも1ha未満の開発行為により設置

**管理** 自治会、福祉団体、燕市シルバー人材センター等へ草刈り等を委託

## 【制定の必要性】

小規模な公園等が点在している状況で直面していること

- ・ 継続的な維持管理の課題
- ・ 老朽化した遊具の問題
- ・ 遊びに適した面積でない

➡ 活発な利用が見られず、公園の設置目的を十分に果たしているとはいえない状況

**従来の公園等設置基準（0.3ha以上）のままでは  
今後の開発行為により小規模な公園等が更に増加する恐れがあるため、  
昨年に国から技術的助言があったことを踏まえ、  
設置基準を緩和（1ha以上）する条例を制定しました。**

【参考】 国からの技術的助言（令和7年3月）

**条例により**公園等の設置基準を強化又は**緩和**することは、利活用しにくい小規模な公園等や、適切な維持管理が困難な公園等の**増加の抑制に寄与**するものと考えられる。

## 【参考】 他市の制定状況

|        | 自治体名                         | 条例名称                                     | 制定時期 | 新規・改正 | 緩和面積<br>(ha) | 備考                                 |
|--------|------------------------------|--|------|-------|--------------|------------------------------------|
| 県内     | 三条市                          | 三条市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例             | R6   | 新規    | 1.0          |                                    |
|        | 上越市                          | 上越市都市計画施行条例                              | R4   | 改正    | 1.0          |                                    |
| 県外     | 埼玉県加須市                       | 加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例               | R6   | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 埼玉県羽生市                       | 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例               | R7   | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 大阪府松原市                       | 松原市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例 | H30  | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 長崎県諫早市                       | 諫早市開発行為等の許可の基準に関する条例                     | R4   | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 福岡県直方市                       | 直方市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例             | R4   | 新規    | 1.0          |                                    |
|        | 茨城県那珂市                       | 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例          | R7   | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 茨城県<br>かすみがうら市               | かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例      | H29  | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 愛媛県今治市                       | 都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例              | R5   | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 栃木県鹿沼市                       | 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例              | R2   | 改正    | 1.0          |                                    |
|        | 北海道伊達市                       | 伊達市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例             | H29  | 新規    | -            | 緩和面積は定めていない<br>(近隣に公園施設がある場合に設置免除) |
| 福岡県飯塚市 | 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例 | R3                                       | 新規   | 1.0   |              |                                    |

※県内では三条市、上越市が制定済